

豊明市生活排水対策推進計画について

1 計画について

平成2年6月に水質汚濁防止法の改正が行われ、生活排水対策を推進するための制度が組み込まれ、「生活排水対策として、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷を低減するために必要な施設の整備をはじめ、生活排水対策に係る施策の実施に努めなければならない。」とされました。境川的生活排水対策に取り組み、近隣市町と共に、境川流域の水質改善が図られ、平成5年度以降、計画を改訂しながら、水質改善に努めてきました。豊明市生活排水対策推進計画（以下本計画）は、平成20年度に策定された現計画の改訂となります。

2 計画の基本方針

- (1) 基本方針 境川流域の水質汚濁の状況や生活環境、社会情勢の変化に対応し、将来的な流域全体の水質浄化に取り組むため、将来像および施策の検討を行う。

3 本市の状況

(1) 本市の状況

(1-1) 境川の水質

境川の水質（BOD 値 mg/l ）は前回計画策定時に比べ緩やかに改善をしているものの、2か年を除き環境基準を達成できていない状況である。

平成18年度 3.8 mg/l → 平成28年度 2.2 mg/l （環境基準3.0 mg/l ）

(1-2) 生活排水にかかる状況

水質汚濁の一因となる生活排水の処理率（合併浄化槽も加えた水洗化率）は以下の通りです。生活排水処理率は緩やかに改善しているものの、前回計画における平成30年度目標値（95.2%）を達成できていません。

平成18年度 79.0% → 平成28年度 83.9% （下水道人口（農排含む）/人口）

4 計画策定にあたっての今後の流れ

(1) 課題分析・素案の作成

別紙の各調査地点の水質調査結果等をもとに、水質改善に向けた課題を整理検討し、次回の環境審議会において、素案の提出を予定しております。

(2) 答申提出

素案を次回開催の環境審議会前に送付し、内容の確認をしていただきます。意見をご記入いただく用紙を同封しますのでご記入ご返送いただき、とりまとめのうえ環境審議会において審議、答申をしていただく形をとりますのでご了承ください。